（新聞紙に関する制限）

第三十六条　法第六十八条の規定による在所者が取得することができる新聞紙の範囲の制限は、時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙について、少年鑑別所の長が指定する二紙以上の新聞紙のうち、在所者が選択する一紙以上の新聞紙に制限することにより行うことができるものとする。

2　法第六十八条の規定による在所者が取得することができる新聞紙の取得方法の制限は、日刊新聞紙について、少年鑑別所の長が指定する事業者からの継続的な購入に制限することにより行うことができるものとする。

第十章　規律及び秩序の維持

（警備用具）

第三十七条　法第七十五条第一項又は第二項の措置に必要な警備用具は、次に掲げるものとする。

一　さすまた

二　盾

三　催涙スプレー

（手錠の使用方法等）

第三十八条　在所者を護送する場合に使用することができる手錠は、在所者が法第七十六条第一項各号のいずれかの行為をするおそれがある場合を除き、別表に定める第一種の手錠とする。

2　手錠の制式は、別表のとおりとする。

（保護室の構造及び設備の基準）

第三十九条　保護室の構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

一　収容された者の身体を傷つけにくい構造及び設備を有すること。

二　損壊し、又は汚損しにくい構造及び設備を有すること。

三　防音上有効な構造及び設備を有すること。

四　室内の視察に支障がない構造及び設備を有すること。

五　適当な換気、採光、照明、保温、防湿及び排水のための構造及び設備を有すること。

（連戻しのための援助の求めの方法）

第四十条　法第七十八条第二項前段又は第七十九条第五項前段の規定による連戻しのための援助の求めは、連れ戻すべき者の氏名、年齢、性別、本籍（外国人にあっては国籍）、連れ戻すべき事由その他の連戻しのために必要な事項を記載した書面でしなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、少年鑑別所の長は、緊急を要するときは、電話その他適当な方法により、同項の援助を求めることができる。この場合において、少年鑑別所の長は、できる限り速やかに、警察官に同項の書面を送付しなければならない。

（連戻状の警察官への送付）

第四十一条　少年鑑別所の長は、前条第一項の援助を求めた場合において、連戻状の発付を受けたときは、警察官にこれを送付しなければならない。ただし、連戻状を送付できない場合は、連戻状の発付を受けた旨を警察官に通知すれば足りる。

第十一章　外部交通

（面会の相手方の届出）

第四十二条　少年鑑別所の長は、在所者に対し、面会の申出をすることが予想される者について、次に掲げる事項を届け出るよう求めることができる。

一　氏名、生年月日、住所及び職業

二　自己との関係

三　予想される面会の目的

四　その他少年鑑別所の長が必要と認める事項

2　少年鑑別所の長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、在所者に対し、同項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

（面会の申出書の提出）

第四十三条　少年鑑別所の長は、在所者との面会の申出をする者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した申出書の提出を求めることができる。

一　氏名、生年月日、住所及び職業

二　面会を希望する在所者の氏名及びその者との関係

三　面会の目的

2　少年鑑別所の長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、在所者との面会の申出をする者に対し、同項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

（面会の相手方の確認）

第四十四条　少年鑑別所の長は、在所者との面会の申出があったときは、在所者に対して、その申出をした者の氏名及び在所者との関係について質問することができる。

（面会の相手方の人数の制限）

第四十五条　法第八十三条第一項（法第八十七条、第九十条及び第九十一条において準用する場合を含む。第四十八条から第五十条までにおいて同じ。）の規定により在所者の面会の相手方の人数について制限をするときは、その人数は、三人を下回ってはならない。

（面会の場所の制限）

第四十六条　在所者の面会の場所は、少年鑑別所の長が指定するものとする。

2　在所者の面会の場所は、在所者と面会の相手方との間を仕切る設備を有する室とすることができる。

（面会の日の制限）

第四十七条　少年鑑別所の長は、在所者としての地位の別ごとに、その少年鑑別所において面会（付添人等（付添人又は在所者若しくはその保護者の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁護人等（弁護人又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三十九条第一項に規定する弁護人となろうとする者をいう。以下同じ。）との面会を除く。）を許す日（以下この条及び次条において「面会日」という。）を定めるものとする。

2　一月につき面会日として定める日数は、その月の日数からその月の日曜日及び第十七条第一項各号に掲げる日の日数を差し引いた日数を下回ってはならない。

3　各月の面会日は、その月の初日の一月前までに在所者に告知するとともに、その月の初日の一月前から少年鑑別所の公衆の見やすい場所に掲示する方法その他の方法により公告するものとする。

（面会の時間帯の制限）

第四十八条　法第八十三条第一項の規定により在所者の面会の時間帯について制限をするときは、その時間は、一日につき六時間（日曜日及び第十七条第一項各号に掲げる日を面会日として定めるときは、四時間）を下回ってはならない。